資料１

当事者団体への意見照会結果

１　公益社団法人日本オストミー協会神奈川支部長

|  |
| --- |
| 【便所（水洗器具）の見直しについて】 |
| ○　多目的トイレ、機能分散型トイレの設置や改修の場合は、事前協議の場に当事者を参加させることを提案する。  理由は、設置されるものが何のために設置されるかわからずに、後日改修するケースが多い。また、当事者が一堂に話し合えば、優先順位も決まってくるので、予算の範囲内でお互いに譲り合う事も必要である。  ○　機能分散した場合のオストメイト対応設備とは、何を指すのか。  ○　オストメイト対応汚物流しの設置基準についての見直しについて  車いすのオストメイトにも対応できるもの（上下前後可動式）を今後の設置基準とする。  ○　保育所等は、整備項目『便所』のうち、水洗機能（オストメイト用設備）の整備を除外し、・・・とあるが、鎖肛で生まれストーマ生活を余儀なくされた子供の権利はどのように受け止めればよいか。現実に、入園を断られたケースもある。幼少期も平等に扱われるべきである。“待機児童を減らすために少数派は我慢しろ“は納得いかない。 |

２　NPO法人神奈川県視覚障害者福祉協会

|  |
| --- |
| 【視覚障害者誘導用ブロックの見直しについて】 |
| ○　「視覚障がい者用誘導ブロック」という記載になっているが、正しくは  　　“視覚障がい者誘導用ブロック”である。  ○　「小規模施設」に見直し案を適用することは納得できるが、「利用者が特定される施設」にまで、適用するのは納得できない。  ○　なぜ、利用者が特定される施設まで、ブロックをはずそうとするのか。保育所に通う視覚障がい者の保護者もいるだろう。つまずきや転倒事故の件数などの統計はあるのか。印象だけで決めていると思う。  ○　オリパラ関連の国の会議において、新国立競技場の屋内誘導ブロックは、高さ2.5mmを採用することが決定している。  ○　日盲連において、屋内用視覚障がい者誘導用ブロックについて、商業施設は誘導マット、その他施設は、高さ2.5mmが望ましいという整理にしている。  ○　JIS規格では、ブロックの幅は30cm四方と決められているが、世田谷区では、屋内の幅員の狭い廊下等は、幅を狭めたブロック（15cm）を活用している例もある。  ○　「誘導用設備として有効な床面での配慮等」の後ろに括弧書きで「屋内用視覚障がい者誘導用ブロック・視覚障がい者歩行誘導マット」と具体的に記載した方がよい。  ○　権利条約の基本である「自立」「社会参加」の視点から考えても、視覚障がい者自らがアクティブに行動するために屋内外の誘導ブロックは有効で、これをはずそうとすることは時代の流れと逆行するものである。  ○　現在進められている2020年のオリンピックパラリンピックについても、障がい者のアクティビティーを考慮した設計がなされていることを思えば、このような設備は充実されることが望ましい状況であると考える。 |